

給与所得者異動届出書の記入例 1 【退職により普通徴収へ切替え】

第6号の6様式(1)

**特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

中野 区長 あて		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 123456 - 789	
平成〇〇年〇〇月〇〇日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		課税番号 2111222	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社〇×商事		課・係 人事課人事労務係	
代表者の職氏名印		代表取締役 特徴 太郎		氏名 特徴 花子	
個人番号又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		電話 000-000-0000	
受給者番号(整理番号)		フリガナ ナカノ イチロウ		異動年月日 ××××××	
氏名 中野 一郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額) 140,000 円		異動の事由 ① 退職	
生年月日 昭和・平成 50年1月1日		徴収済額 6 月から 9 月まで 8 月まで 5 月まで 35,600 円		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		未徴収税額(ア)-(イ) 104,400 円		3. 普通徴収理由	
1月1日現在の住所 中野区△△3-2-1		給与の支払を受けなくなった後の住所 中野区□□4-5-6		控除社会保険料額 円	
① 一括徴収の理由		徴収予定		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1. 異動が平成 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定月 日		徴収予定額	
2. 異動が平成 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.		.	
異動者印		.		.	
② 転勤(転職)等による特別徴収届出書		新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		【例】8月分まで特別徴収する場合 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		〒		※(ウ)の未徴収税額が普通徴収税額となります。普通徴収の税額通知は中野区から本人宛に送付します。	
フリガナ		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		月割額 円を	
氏名又は名称		氏名		月分から徴収し、納入します。	
代表者の職氏名印		電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
個人番号又は法人番号		(内線 )		納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区税務担当(課税)

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

法人番号を記入します。個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

【例】8月分まで特別徴収する場合  
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

※(ウ)の未徴収税額が普通徴収税額となります。普通徴収の税額通知は中野区から本人宛に送付します。

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。  
 ※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。  
 ※1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払いがなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。  
 ※退職等により特別徴収から普通徴収へ徴収方法を変更する方が、退職後国外へ転出(出国)する場合は、納税義務者(給与の支払を受ける方)本人が、「納税管理人承認・認定申請」の手続を行うようご案内ください。